

令和2年5月8日

保護者の皆様

京都市立鳴滝総合支援学校
校長 玉梶 香織

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業期間の延長について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、また、長期にわたる新型コロナウイルス感染拡大防止の取組についても、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、政府による緊急事態宣言が延長され、京都府知事による休止要請も5月31日（日）まで延長されたことに伴い、本市立学校・幼稚園についても、下記のとおり臨時休業期間を再度延長することが教育委員会において決定されました。

そこで本校においても、下記のとおり臨時休業を延長しますので、ご連絡申し上げます。

また、併せて、**臨時休業期間の長期化に伴い**、保護者の皆様にもご心配を頂いております、子どもたちの学習面等での取組についても、教育委員会から示された方針も踏まえ、お知らせさせていただきます。

ご家庭においても、家庭学習等に計画的に取り組めるよう、保護者の皆様から子どもたちにお声かけいたくことをお願いいたします。

記

1 臨時休業期間の延長について

（1）臨時休業の延長

5月31（日）まで延長します。

※ なお、以降の取扱いについては、今後の政府による緊急事態宣言及び京都府による緊急事態措置の継続状況や、本市域の感染状況等を踏まえ、お知らせさせていただきます。

2 臨時休業期間中の対応について

（1）進路にかかる相談をはじめとする個別の相談機会の設定

これまでから、電話連絡等により、生徒の様子など確認させていただいておりますが、この度、進路に関するところをはじめ、悩みや困りごと等を相談・質問をするための個別の相談機会を設けさせていただきます。3年生にはすでに、日程調整の連絡を送付しておりますが、1・2年生におかれましても、緊急に必要がある場合には本校（461-3221）までご連絡ください。電話による相談や、状況に応じて学校での面談等の調整をさせていただきます。

（2）ホームページ、YouTube（限定公開）に動画をUPします。

学校の様子、教職員からのメッセージをご覧になり、家庭学習にいかしていただき、学校再開に向けての準備をすすめていただけたらと思います。なお、動画視聴の際には、Wi-Fi環境下での視聴をお薦めします。

3 臨時休業期間の不要不急の外出自粛と健康観察の徹底

緊急事態宣言が継続された趣旨を踏まえ、引き続き、不要不急の外出を控えるよう、各ご家庭でも指導してください。また、早寝早起きや栄養バランスのとれた食事等を意識した基本的な生活習慣を維持するとともに、適宜、保護者と一緒に散歩をするなど、戸外での軽い運動も行うようにしてください。

また、「健康観察票」を活用いただき、子どもたちと一緒に健康観察を実施し、子どもたちはもとより、ご家族の体調や健康管理、保健衛生の意識向上に役立てていただきますようお願いします。

なお、ご家庭においても、次のような状況が起こった場合は、

すみやかに学校（電話 461-3221）へ連絡してください。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- 御家族などが感染され、お子様や同居されている御家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた